日本血栓止血学会認定医制度施行細則

第1条（認定医制度委員会）

認定医制度委員会（以下、委員会）は、認定および更新のための審査以外に、学術集会企画委員会、教育委員会とともに日本血栓止血学会認定医（以下、血栓止血認定医）の教育に必要なテキストの作成、系統的な血栓止血異常症の診療に関する教育プログラムや教育セミナーを催す。

第２条（活動証明書）

申請者は、所属施設内において組織的、系統的に血栓止血異常症の診療に従事していることに関し、所属施設長または所属診療部長あるいはそれに準ずる役職者の証明が必要となる。 申請者本人がそれらの役職の場合は、証明者の欄に「本人」と記載する。血栓止血異常症診療には、1)コンサルテーション業務、2)検査、抗凝固療法モニター、3)出血性疾患の診療、4)動静脈血栓症の診療、5)外科・集中治療・救急・産科領域の血栓止血異常症の診療などが含まれる。

第３条（認定時業績規定）

認定申請者は、代議員でない場合業績として以下に定める規定のうち、50 単位以上を取得している必要がある。ただし、必須項目15単位以上を含むこととする。

1. 過去５年間の日本血栓止血学会（以下、本会）学術集会およびSSCシンポジウムの出席

（各々10単位）

1. 同上における発表　（筆頭演者10単位、共同演者2単位）
2. 同上における司会または座長　(5単位)
3. 査読のある血栓止血領域の論文発表(筆頭著者10単位、共著者5単位)
4. 本会主催の教育セミナー講師　10単位、受講修了者 20単位
5. 本会学術集会およびSSCシンポジウム開催時の教育講演講師 １領域につき10単位、聴講 1領域につき5単位

5領域とは、1. 止血機能検査、2. 血小板、3. 凝固系出血疾患、4. 血栓性疾患、5. DIC/TMA とする。(定められた5領域中3領域以上を必須とする) 1)

注）

1) 第９条に定めるごとく、2018年度、2019年度の申請には必須規定を適用しない

第４条（更新時業績規定）

更新申請者は、業績として以下に定める規定のうち、更新時認定医取得後の期間に50 単位以上を取得している必要がある。ただし、必須項目15単位以上を含むこととする。

1. 認定医取得後から更新時までの間の日本血栓止血学会（以下、本会）学術集会およびSSCシンポジウムの出席

（各々10単位）

1. 同上における発表　（筆頭演者10単位、共同演者2単位）
2. 同上における司会または座長　(5単位)
3. 認定医取得後の期間における査読のある血栓止血領域の論文発表(筆頭著者10単位、共著者5単位)
4. 同上期間における本会主催の教育セミナー講師　10単位
5. 同上期間における本会学術集会およびSSCシンポジウム開催時の教育講演講師 １領域につき10単位、聴講 １領域につき5単位

5領域とは、1. 止血機能検査、2. 血小板、3. 凝固系出血疾患、4. 血栓性疾患、」5. DIC/TMA とする。(定められた5領域中3領域以上を必須とする)

第５条（血栓止血認定医の申請）

血栓止血認定医の認定を希望する者は、以下の書類を委員会に提出する。

１）申請書

２）日本専門医機構が定める基本領域学会の専門医、または認定医であることを証明する証書のコピー。上記以外の医師は、血栓止血領域の研究歴を5年以上証明する在職証明書など。

３）所属施設内での活動証明書1)

４）代議員であることの確認は、本会事務局で行う。

　 ５）代議員でない場合は業績 50 単位以上の証明書2)

６）申請料の払込票の写し

２．申請料は¥2,000、認定料は¥20,000 とし、指定の口座へ振り込むものとする。

注）

1) 所定の用紙に、所属長、もしくは施設長の証明等が記載されたもの。

2) 所定の用紙に各項目を記載し、学術集会に参加したことを証明する書類（ネームカードなど）のコピー、学会発表・司会・教育セミナーや教育講演の講師等はその学会、日時、場所、演題名および演者名がわかる抄録またはプログラムのコピー、論文は著者名、論文タイトル、雑誌名、巻、ページ、年がわかるページのコピー、教育セミナー受講修了証、教育講演受講証明書のコピーを貼付する。

第６条（認定医の更新申請）

血栓止血認定医の更新を希望する者は、以下の書類を委員会に提出する。

１）更新申請書

２）血栓止血認定医の認定証のコピー

３）所属施設内での活動証明書1)

４）前回認定医取得後の業績 50点以上の証明書2)

５）更新料の払込票の写し

２．申請料は¥2,000、認定料は¥20,000 とし、指定の口座へ振り込むものとする。

３．天災その他やむを得ない理由のため、更新認定申請者が前項第 1号の研修単位の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の申立書(以下、申立書と略記)を添付した更新認定申請書類を提出することができる.

４．認定委員会は、証書又は申立書を添付した更新認定申請書類を受理したときは、証書又は申立書について審査し、証書又は申立書の理由を正当と認めたときに限って、認定医として認定することができる。

５．本会の会員で、海外留学、病気療養、出産等の理由により認定医としての活動ができない場合は、理由とともに当該期間について所属施設長または所属診療部長あるいはそれに準ずる役職者の証明が必要となる。

６．上記証明書が提出された場合、認定委員会は証明書について審査し、理由および期間が正当と認めた時に限り、当該期間を認定医更新期間から除く事ができる。この場合、当該期間の間、更新期限は猶予される。

注）

1) 所定の用紙に、所属長、もしくは施設長の証明等が記載されたもの。

2) 所定の用紙に各項目を記載し、学術集会に参加したことを証明する書類（ネームカードなど）のコピー、学会発表・司会・教育セミナーや教育講演の講師等はその学会、日時、場所、演題名および演者名がわかる抄録またはプログラムのコピー、論文は著者名、論文タイトル、雑誌名、巻、ページ、年がわかるページのコピー、教育セミナー受講修了証、教育講演受講証明書のコピーを貼付する。

第７条（認定医制度認定施設の申請）

血栓止血認定医制度認定施設（以下、認定施設）の認定を希望する施設は、次の各項に定める書類を委員会に提出する。

１）申請書

２）血栓止血認定医1名の認定証のコピー

第８条（日本血栓止血学会認定施設の更新申請）

認定施設の更新を希望する施設は、次の各項に定める書類を委員会に提出する。

１）更新申請書

２）血栓止血認定医１名の認定証のコピー

第９条（経過処置）

2018年度、2019年度においては、認定医申請時の業績規定に教育講演の必須項目を含めない。

２．認定施設の認定は、2020年度以降から開始する。

附則

この細則は、 2018 年 ？ 月 ？日から施行する。